新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う障害状態の再認定に係る診断書の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症影響拡大に伴い、障害状態の再認定に係る診断書について、以下のように対応します。

１．提出期限の延長について

・ 対象者：令和２年２月末から令和３年２月末までに提出期限を迎える方
・ 延長後の提出期限：現在の提出期限の１年後
・ 対象地域：全国（海外に居住する受給権者等も含む）

※ なお、延長後の提出期限前に障害の状態が重くなった場合は、年金の改定請求を行うことができますので、共済組合に連絡してください。
（障害等級３級で６５歳以上の方は請求できない場合があります。）。

２．既に診断書を提出された方について

対象者のうち、既に診断書を提出いただいた方については、診断書を審査した上で、不利益にならないよう、以下のとおり取り扱います。

・ 障害等級に変更がない場合または障害等級が増額改定と判定された場合は、延長前の提出期限の翌月から、判定結果を反映します。
・ 減額改定・支給停止と判定された場合は、診断書提出前の支給を継続し、延長後の提出期限時に、再度、診断書を提出いただき、審査・判定を行います。